

茨木市民有地緑化事業補助要綱運用基準

(趣旨)

第1 この運用基準は、茨木市民有地緑化事業補助要綱（以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、要綱別表に定める要件のほか、次の各号に掲げる補助対象事業区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たすものとする。

(1) 接道緑化事業

ア 施工地に接する道路の地盤面と施工地盤面の高低差は1メートル以内とする。

イ 植栽する樹木の高さが0.3メートル以上3メートル未満の場合、道路と樹木との間に、施工地盤面を超える遮へい物（植物を支持するための支柱等を除く。）がないこととする。

ウ 植栽する樹木の高さが3メートル以上の場合、道路と樹木との間に遮へい物があるとき及び遮へい物が樹木のときは、当該遮へい物の施工地盤面からの高さが1メートル以下のものに限る。

エ 植栽時に枝条等が道路境界線又は隣地境界線を越えず、かつ、生長しても道路又は隣地の支障とならないよう樹種、植栽位置等について配慮したものであること。

オ 高さ0.3メートル以上0.6メートル未満の樹木の植栽及び高さ0.6メートル以上0.8メートル未満の樹木で植栽地を被覆する目的で植栽する場合の面積は、別表第1に定める面積を目安として算出する。

(2) 壁面緑化事業

ア 施工地に接する道路の地盤面と施工地盤面の高低差は1メートル以内とする。

イ 道路と緑化を行う壁面等との間に、施工地盤面を超える透過性のない遮へい物がないこととする。

ウ 道路と緑化を行う壁面等との間に、透過性のある遮へい物がある場合及び遮へい物が樹木の場合は、当該遮へい物の施工地盤面からの高さが1メートル以下のものに限り、当該遮へい物の高さを超える高さの壁面等を緑化するものに限る。

エ 壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が、垂直方向に1メ

一トル以上であること。（植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が垂直方向に1メートルに満たないものであっても、緑化可能な壁面等が垂直方向に1メートル以上あり、植栽した植物が生長して壁面等を垂直方向に1メートル以上覆うことが確実である場合を含む。）

オ つる性木本植物が壁面等を垂直方向に連続して覆うことが可能な補助材又はこれに類するものが設置されている場合は、垂直方向の延長に含めることができる。

カ プランター等の可動式植栽基盤の使用は認めない。

キ 植物種毎の延長1メートル当たりの植栽数は、別表第2の左欄に定める植物種毎に、同表右欄に定める株数を目安とする。

2 補助の対象となる壁面緑化の面積は、植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分の面積（植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が垂直方向に1メートルに満たないものは、緑化可能な壁面等が垂直方向に1メートル以上ある場合に限り、植栽延長に1メートルを乗じて得た面積）とする。また、つる性木本植物が壁面等を垂直方向に連続して覆うことが可能な補助材又はこれに類するものが設置されている場合は、その面積を対象面積に含めることができる。

（実績報告）

第3 要綱第8に規定する「指定された期日」とは、補助の対象となる事業の終了後20日とする。

附 則

この運用基準は、平成28年8月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この運用基準は、令和2年10月1日から実施する。

（経過措置）

2 この運用基準による改正後の規定は、令和2年10月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

樹木の枝張	面積
20センチメートル	0.13平方メートル／本
30センチメートル	0.20平方メートル／本
40センチメートル	0.28平方メートル／本
50センチメートル	0.38平方メートル／本
60センチメートル	0.50平方メートル／本

別表第2

植物種	株数
クレマチス類	1 株
オオイタビ	1 株
イタビカズラ	1 株
ツルアジサイ	1 株
ツキヌキニンドウ	1 株
トケイソウ	1 株
ナツユキカズラ	1 株
モッコウバラ	1 株
ツルバラ類	1 株
ムベ	1 株
サネカズラ	2 株
スイカズラ	2 株
キヅタ	3 株
ツタ	3 株
テリハノイバラ	3 株
ティカカズラ	3 株
ビグノニア	4 株
カラライナジャスミン	4 株